Ｗｅｂ口座振替受付サービス利用規定

（2022 年 11 月 29 日実施）

Ｗｅｂ口座振替受付サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用者（以下「お客様」といいます。）は、以下の本規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において本規定に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

第１条（用語の定義）

１　ＪＡバンク

ＪＡ（農協）・ＪＡ信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指します。

以下の条文中の「ＪＡバンク」とは、お客様と直接お取引しており、かつお客様に対しＪＡサービス ID を発行している法人であるＪＡ（農協）またはＪＡ信農連を指します。

２　ＪＡサービス ID

ＪＡバンクは、ＪＡバンクのキャッシュカード（代理人カード等 JA バンク所定のキャッシュカードを除く、以下同様）を保有するお客様を対象に、「ＪＡサービス ID」を活用してインターネットによる各種 API 連携サービスを提供いたします。「ＪＡサービス ID」とは、ＪＡバンクが提供するインターネットによる各種 API 連携サービスを利用するための ID です。

３　API

Application Programming Interface の略で、アプリケーションが他のアプリケーションと機能やデータを共有するための接続仕様のことです。

第２条（サービス内容）

本サービスは、お客様が、ＪＡバンク所定の収納機関に対する諸料金等の支払いに関し、お客様の指定する口座（以下「対象口座」といいます。）を対象として、パーソナルコンピュータ・携帯電話その他の端末機（以下「端末機」といいます。）から、インターネットを通じて、貯金口座振替契約の締結を申し込めるサービスをいいます。

第３条（利用対象者）

お客様は、本規定に同意したＪＡバンク発行のキャッシュカードを保有している本邦の居住者である個人で、かつ次条に定める対象口座を保有する貯金者本人に限ります。

第４条（対象口座）

お客様が本サービスの引落口座として指定可能な口座は、お客様名義によるキャッシュカード発行済みのＪＡバンク所定の普通貯金口座（総合口座取引の普通貯金口座を含みます。）に限ります。

第５条（使用可能端末機）

本サービスを利用できる端末機は、お客様自身が正当な使用権限を有するものに限ります。

第６条（サービス利用可能時間）

本サービスの利用時間は、ＪＡバンク所定の時間内とします。なお、利用時間はお客様に対して事前に通知し承諾を得ることなく変更する場合があります。また、収納機関の利用時間の変動等により、ＪＡバンク所定の利用時間内でも利用できない場合があります。

第７条（貯金口座振替契約の締結手続（本人確認手続））

お客様が本サービスにより貯金口座振替契約の申込みを行う場合は、ＪＡサービス ID 利用規定に定める本人確認を受けるとともに、ＪＡバンク宛に対象口座の口座保有店の支店番号、口座番号およびキャッシュカード暗証番号等（以下「所定事項」といいます。）をＪＡバンク所定の方法により正確に伝達するものとします。

ＪＡサービスＩＤによる本人確認が完了し、お客様がＪＡバンク宛に伝達した所定事項が、ＪＡバンクに登録されている所定事項と各々一致した場合には、ＪＡバンクは、お客様からの貯金口座振替契約締結の申込みがあったものとみなし、貯金口座振替契約の締結手続を行います。

第８条（サービス利用停止）

お客様が、前条に定める所定事項をＪＡバンク所定の回数以上連続して入力された場合、ＪＡバンクは、お客様に対する本サービスの提供を取止め、同日でのサービス利用を停止するものとします。

第９条（貯金口座振替契約の締結）

１　申込方法

お客様は、第７条に定める貯金口座振替契約締結に必要な所定事項を、ＪＡバンク所定の方法により正確に伝達することにより申し込むものとします。

２　申込みの承諾

ＪＡバンクがお客様の申込みを受付けた場合、端末機に入力内容確認の画面を表示します。お客様はその内容を確認のうえ、正しい場合にはＪＡバンク所定の方法により確認した旨をＪＡバンクに通知するものとします。

申込内容の確認、通知がＪＡバンク所定の時限までに行われ、ＪＡバンクがこれを受信した場合は、申込みが確定したものとし、ＪＡバンクはお客様に対し、承諾の通知を行うものとします。この場合、ＪＡバンクが当該承諾通知を発信した時点で、お客様とＪＡバンクとの間で貯金口座振替契約が締結されたものとします。

当該承諾通知が回線障害等の理由で届かない場合には、お客様はＪＡバンクに照会するものとし、照会がなかったことによってお客様に生じた損害については、ＪＡバンクに責がある場合を除き、ＪＡバンクは一切の責任を負いません。

また、申込みの確定後に、申込内容の取消・変更はできないものとします。

３　申込みの不成立

以下の場合、お客様からの申込みはなかったものとして取り扱います。この場合、ＪＡバンクはお客様に対して申込みが不成立となった旨を通知しませんので、お客様自身で成否を確認するものとします。

（１）キャッシュカード紛失の届出があり、それに基づきＪＡバンクが所定の手続をとったとき

（２）差押等の止むを得ない事情があり、ＪＡバンクが不適当と認めたとき

（３）災害・事変、裁判所等公的機関の措置等の止むを得ない事由があったとＪＡバンクが判断したとき

（４）ＪＡバンクが相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信機器または回線等に障害が生じたとき

第 10 条（収納機関への情報通知）

１　申込みの確定および不成立

申込みの確定または不成立に関し、ＪＡバンクは収納機関に対し、当該情報を通知するものとします。また、申込みが確定し貯金口座振替契約が成立した場合、ＪＡバンクはお客様の当該収納機関に対する貯金口座振替申込みに関する情報を当該収納機関に通知します。

お客様はＪＡバンクが収納機関に当該情報を通知することにつき、予め同意するものとします。

２　本人確認情報

申込みの確定に関し、ＪＡバンクは収納機関に対し、お客様がＪＡバンクの普通貯金口座を開設した際等に本人確認を行ったか否かの情報を提供することがあります。お客様はＪＡバンクが収納機関に通知することにつき、予め同意するものとします。

第 11 条（貯金口座振替の開始時期）

収納機関による振替の開始時期は、各収納機関の手続完了後とします。

第 12 条（免責事項）

１　本人確認

第７条により本人確認手続を経た後、貯金口座振替契約の申込みがあった場合は、ＪＡバンクはお客様を本人とみなし、端末機・ＪＡサービスＩＤ・暗証番号等について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、ＪＡバンクに責がある場合を除き、ＪＡバンクは一切の責任を負いません。

２　通信手段の障害等

以下の場合、そのために生じた損害については、ＪＡバンクに責のある場合を除き、ＪＡバンクは一切の責任を負いません。

（１）通信機器、回線等の障害により、取扱いが不能となったとき。

（２） ＪＡバンクが相当の安全対策を講じたにもかかわらず、ＪＡバンクが送信した情報に誤謬・遅延欠落等が生じたとき。

３　通信経路における情報漏洩等

公衆回線・専用電話回線・インターネット等の通信経路において、盗聴・不正アクセス等がなされたことにより、お客様の暗証番号やその他情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、ＪＡバンクに責がある場合を除き、ＪＡバンクは一切の責任を負いません。

第 13 条（届出の変更等）

お客様の氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちにＪＡバンク所定の書面により対象口座店宛に届け出るものとします。この届出を怠ったことにより生じた損害については、ＪＡバンクに責がある場合を除き、ＪＡバンクは一切の責任を負いません。

第 14 条（通知等の連絡先）

ＪＡバンクはお客様に対し、申込内容について通知・照会・確認（ショートメッセージ（ＳＭＳ）の送信を含む。）をすることがあります。その場合、お客様が予めＪＡバンクに届け出た住所、電話番号等を連絡先とします。ＪＡバンクが本連絡先にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または書類を発信した場合には、前条の届出を怠る等、お客様の責に帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。ＪＡバンクの責によらない端末機、通信機器および回線等の障害による延着、不着の場合も同様とします。

第 15 条（貯金口座振替）

１　ＪＡバンクは収納機関から請求書等が送付されたときは、お客様に通知することなく、請求書等に記載された金額を貯金口座から引落しのうえ、収納機関に支払うことができるものとします。

２　ＪＡバンクは、普通貯金規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書の提出を受けずに前項の引落しを行います。

３　収納機関の指定する振替指定日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）において請求書等記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、お客様に通知することなく請求書等を収納機関に返却します。また、振替指定日に当該口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合、そのいずれを引落とすかはＪＡバンクの任意とします。

４　貯金口座振替契約を解除するときは、お客様からＪＡバンクへ所定の手続きにより書面にて届け出るものとします。なお、この届出がないまま長期間に渡り収納機関から請求書等の送付がない等相当の事由があるときは、ＪＡバンクは当該契約が終了したものとして取り扱うことができるものとします。

５　収納機関の都合で収納機関がお客様に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、ＪＡバンクは、変更後の契約者番号等で引続き取り扱うものとします。

６　この貯金口座振替について仮に紛議が生じても、ＪＡバンクの責による場合を除き、お客様はＪＡ

バンクに迷惑をかけないものとします。

第 16 条（規定等の準用）

本規定に定めのない事項については、対象口座にかかる貯金規定、カード規定、ＪＡサービスＩＤ規定等各種規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。

第 17 条（規定の変更等）

1　ＪＡバンクは、必要に応じて本規定の内容および利用方法（ＪＡバンクの所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定款約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

2　前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容をＪＡバンクホームページへの公表その他相当な方法により公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 18 条（サービスの休止）

ＪＡバンクは、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関するお客様への告知については、ＪＡバンク任意の方法によることとします。

第 19 条（サービスの廃止）

ＪＡバンクは、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、本サービスで実施しているサービスの一部または全部を廃止する場合があります。また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。

第 20 条（個人情報の取扱い）

ＪＡバンクは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、「個人情報保護に関する基本方針」のとおり、お客様の個人情報を適切に取り扱います。

第 21 条（個人情報第三者提供の同意）

お客様は、本規定に基づく申込みおよび取引にかかる氏名、口座番号等の情報が、収納機関における料金等の収納事務およびそれにかかる付随業務のため、ＪＡバンクから収納機関に提供されることに同意します。

第 22 条（責任制限）

本サービスの利用に伴いお客様に生じた損害についてのＪＡバンクの責任は、ＪＡバンクの故意又は

重過失による場合で、かつ直接の通常損害の範囲に限られます。

第 23 条（準拠法・管轄）

本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関し訴訟の必要が生じた場合には、お客様と直接お取引しており、かつお客様に対しＪＡサービス ID を発行している法人であるＪＡ（農協）またはＪＡ信農連の本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上